

あなたは何も悪くありません!

よりそい サポートセンター

一人で悩まずにご相談ください
女性相談員が、相談を受けます

水俣市

配偶者暴力相談支援センター
性暴力相談支援センター

(市役所福祉課内)

電話番号 0966-63-2738

相談は無料です

個人情報はしっかりと守ります

年齢・国籍に関わらずどなたからの

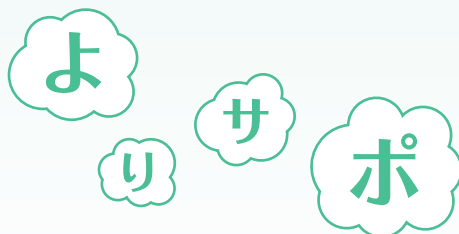
ご相談もお受けします

電話相談・面接相談・出張相談

時間 9:00~16:00

曜日 月曜日~金曜日

電話番号 0966-63-2738



あなたは何も悪くありません!

よりそい サポートセンター

誰にも相談できずに
悩んでいませんか
ひとりで抱え込まないで
ご相談ください

水俣市

配偶者暴力相談支援センター
性暴力相談支援センター

(市役所福祉課内)

電話番号 0966-63-2738

「DV」とは

配偶者、内縁関係、恋人など親密な関係にある人から受ける暴力を DV(ドメスティックバイオレンス)といいます。

様々な暴力によって相手を支配し、コントロールし、心身に深い傷をおわせます。子どもにも深刻な影響があります。

これらは、すべて「DV」です

- ・殴る、蹴る、首をしめる、熱湯をかける、たばこの火をおしつける
- ・ののしる、馬鹿にする、大声でどなる、おどす
- ・性行為を強要する、避妊に協力しない
- ・生活費を渡さない、借金を強要する、働きに出ることを禁ずる
- ・自由に外出させない、交友関係を制限する、携帯電話のチェックをする
- ・子どもの前で暴力をふるう、ののしる、馬鹿にする

子どもへの影響

直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃することで、子どもに恐怖と極度の緊張をもたらし、身体症状が表れます。また、脳に影響を与えます。

あなたを守る法律があります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」です。配偶者やパートナーからの暴力は犯罪だと規定されています。

保護命令の申立ができます

- ・接近禁止命令
- ・電話等禁止命令
- ・子への接近禁止命令
- ・親族等への禁止命令
- ・退去命令(2か月間)

相談センターでは、このような相談ができます

- ・相談
- ・緊急一時保護
- ・保護命令申し立て
- ・カウンセリング
- ・関係機関との連携 警察・裁判所・弁護士・病院等

「性暴力」とは

あなたが望まない性的な行為は、相手が誰でも、すべて性暴力です。

性暴力は、許されない行為で、被害を受けたあなたへの人権侵害です。

あなたは何も悪くありません。

「性暴力」被害にあうと

あなたの心とからだに様々な反応があらわれます。

- ・恐怖、不安、怒り、悲しみ
- ・落ち込む、何も考えられなくなる
- ・眠れない、食事がとれない
- ・自分を責めてしまう
- ・不意に涙が出る など

「家族や友だちが被害にあったときは」

あなたの身近な人が被害にあったと知った時、あなたも怒りや、悲しみで混乱してしまうかもしれません。決してあなたの大切な人を責めたり、あなたの混乱した気持ちをぶつかけたりせずに、受け止めてください。